

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2			基準単価(一般地区鉄筋164,900円、離島地区鉄筋176,600円等) ×基準面積(無床診療所160㎡、医師住宅80㎡、看護師住宅80㎡等) へき地診療所、医師住宅、看護師住宅	へき地診療所	医療介護人材課 医師確保班 村瀬 059-224-2326
過疎地域等特定診療所施設整備事業	3/4	1/2	1/4		基準単価(一般地区鉄筋164,900円、離島地区鉄筋176,600円等) ×基準面積(無床診療所160㎡、医師住宅80㎡、看護師住宅80㎡) 過疎地域診療所、医師等住宅、看護師住宅	過疎地域等特定診療所	
へき地保健指導所施設整備事業	1/3	1/3			基準単価(一般地区鉄筋164,900円、離島地区鉄筋176,600円等) ×基準面積(★) ★指導部門と住宅部門の併設 120㎡ 指導部門のみ 70㎡ 住宅部門のみ 50㎡	へき地保健指導所	
へき地医療拠点病院施設整備事業	1	1/2	1/2		病棟 基準単価(鉄筋220,000円等)×基準面積(1,000㎡) 診療棟 基準単価(鉄筋245,600円等)×基準面積(1,000㎡) 医師住宅 基準単価(鉄筋164,900円等)×基準面積(80㎡)2戸限度	へき地医療拠点病院	
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	2/3	1/3	1/3		基準単価(鉄筋245,300円等)×基準面積(研修医数×20㎡) 臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な 宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む)	臨床研修指定病院 (公立、公的病院を除く)	
離島等患者宿泊施設施設整備事業	2/3	1/3	1/3		294千円×基準面積(室数×40㎡)(8室上限とし、かつ、改修 の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額) 離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要 する工事費又は工事請負費	公立病院、公的病院、厚 生労働大臣が適当と認め る者	
産科医療機関施設整備事業	1/2	1/2			診療部門：基準単価(鉄筋220,000円等)×基準面積(194㎡) 宿泊施設：基準単価(鉄筋245,300円等)×基準面積(室数×40㎡) (上限2室) 産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改 修に要する工事費又は工事請負費 診療部門(分娩室、病室等)、宿泊施設	前年度末において、分娩 を取り扱う病院の数が1 以下であり、かつ分娩を 取り扱う診療所の数が2 以下である2次医療圏 他に産科医療機関の無い 離島 公立病院、公的病院、厚 生労働大臣が適当と認め る者	

医療施設等施設整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
死亡時画像診断システム等施設整備事業	1/2	1/2			基準単価(鉄筋245,600円)×基準面積(60㎡) 死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費または工事請負費	市町、その他厚生労働大臣が適当と認める者	
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	1/2	1/2			基準単価 (1)通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 19.9千円 (2)水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 19.2千円 (3)パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 23.2千円 (4)消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 22.6千円 消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り加算 1施設当たり 2,019千円 スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	市町、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
	定額	1			基準単価 1施設当たり 1,050千円 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費		
院内感染対策施設整備事業	1/3	1/3			病院の感染者のための個室整備 1室当たり 13,084千円 空調設備(空気清浄度クラス1万以上)整備する場合、加算 29,778千円 医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	民間病院	
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	1/2	1/2			へき地医療拠点病院 273,920千円 へき地診療所 15,703千円 新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	へき地医療拠点病院、へき地診療所	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370

(注)

- ※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
- ※ 補助条件等については、各事業それぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
- ※ 補助率は事業者が補助を受ける割合です。
- ※ 基準単価、基準面積は補助の上限で、実整備単価、面積がそれ以下の場合は実際の単価、面積となります。
- ※ 特に区分のない基準単価は“鉄筋コンクリート”の単価を記載しています。“ブロック”“木造”については別に定めています。
- ※ 補助率、経費負担割合及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。
- ※ あくまでも一覧表は概略で、省略してある部分がありますことをご承知おきください。詳細は各担当者にお問い合わせください。

医療施設等設備整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
へき地診療所設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり 16,500千円 (医療機器)	へき地診療所	医療介護人材課 医師確保班 村瀬 059-224-2326
へき地患者輸送車(艇)整備事業	1(1/2)	1/2	1/2(0)		基準額 マイクロバス 1台当たり 2,829千円 ワゴン車 1台当たり 1,474千円 患者輸送艇 1隻当たり 10,198千円	公立病院、公的病院、民間病院又は診療所	
へき地巡回診療車(船)整備事業	1(1/2)	1/2	1/2(0)		基準額 診療車 1台当たり 1,426千円 診療船 1隻当たり 9,081千円 (中型 24,982千円) 歯科診療車 1台当たり 3,738千円	公立病院、公的病院、民間病院又は診療所	
離島歯科巡回診療用設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1班当たり1,870千円 (遠隔型) 1,100千円 (近接型)	県立病院	
過疎地域等特定診療所設備整備事業	3/4	1/2	1/4		基準額 1か所当たり 16,500千円 (医療機器)	過疎地域所在公立病院	
へき地保健指導所設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1台当たり 478千円 (保健師用自動車)	公立病院	
へき地医療拠点病院設備整備事業	1	1/2	1/2		基準額 1か所当たり 55,000千円 (医療機器) 27,500千円 (歯科医療機器)	へき地医療拠点病院	
遠隔医療設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり次に掲げる額の合計額 1 遠隔病理診断 (1)支援側医療機関 4,598千円 (2)依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1)支援側医療機関 16,390千円 (2)依頼側医療機関 14,855千円 3 在宅患者用遠隔診療装置 8,250千円 遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費	公立病院、厚生労働大臣の認める者	

医療施設等設備整備費補助金一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
へき地・離島診療支援システム設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり 1 支援側医療機関 7,857千円 2 依頼側医療機関 7,857千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる) へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者	医療介護人材課 医師確保班 村瀬 059-224-2326
離島等患者宿泊施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		1室当たり 233千円(8室を限度とする) 離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者	
産科医療機関設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり 17,035千円 産科医療機関として必要な医療機器購入費	前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ分娩を取り扱う診療所の数が2以下である2次医療圏 他に産科医療機関の無い離島 '公立病院、公的病院、厚生労働大臣が適当と認める者	
死亡時画像診断システム等設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり 20,952千円 死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI)	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療政策課 医務・県立病院・看護大学班 芳森 059-224-2337

- ※ 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等
- ※ 補助条件等については、各事業それぞれ異なりますので、詳しくは各担当者にお問い合わせください。
- ※ 補助率は事業者が補助を受ける割合です。
- ※ 基準額は補助の上限で、実整備額がそれ以下の場合は実整備額が選定額となります。
- ※ 補助率、経費負担割合及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。
- ※ あくまでも一覧表は概略で、省略してある部分がありますことをご承知おきください。詳細は各担当者にお問い合わせください。

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
休日夜間急患センター施設整備事業	0.33	0.33			鉄筋コンクリート造 基準単価(173,200円)×基準面積(150㎡)人口10万以上 基準面積(100㎡)人口5万～10万未満 ブロック造 基準単価(150,500円)×基準面積(150㎡)人口10万以上 基準面積(100㎡)人口5万～10万未満 木造 基準単価(173,200円)×基準面積(150㎡)人口10万以上 基準面積(100㎡)人口5万～10万未満	公的病院、民間病院 (市町の委託含む)	医療政策課 地域医療班 松本 059-224-3370
病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(245,600円)×基準面積(150㎡) 基準単価(245,600円)×15㎡(1床当たり)×心臓病専用病床数(CCU)(2床を限度とする) 基準単価(245,600円)×15㎡(1床当たり)×脳卒中専用病床数(SCU)(2床を限度とする)	公的病院 民間病院 (病院群輪番制病院及び共同利用型病院)	
救急ヘリポート施設整備事業	0.33	0.33			基準単価 48,299千円 ヘリポート整備に要する工事費等	公的病院 民間病院	
ヘリポート周辺施設施設整備事業	0.33	0.33			基準単価 169,151千円(格納庫1か所あたり) 格納庫整備に要する工事費等 基準単価 106,526千円(給油施設1か所あたり) 給油施設整備に要する工事費等 基準単価 106,526千円(融雪施設1か所あたり) 融雪施設整備に要する工事費等	ドクターヘリ基地病院等	
救命救急センター施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(245,600円)×基準面積(2300㎡) 加算 ヘリポート 76,960千円 基準単価(245,600円)×15㎡(1床当たり)×心臓病専用病床数(CCU)(4床を限度とする) 基準単価(245,600円)×15㎡(1床当たり)×脳卒中専用病床数(SCU)(4床を限度とする) 基準単価(245,600円)×15㎡(1床当たり)×小児救急専門病床数(6床を限度とする) 基準単価(245,600円)×15㎡(1床当たり)×重症外傷専用病床数(4床を限度とする)	救命救急センター (公立病院を除く)	

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
小児救急医療拠点病院施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(245,600円)×基準面積(150㎡)	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 南部 059-224-3370
小児医療施設施設整備事業	0.33	0.33			小児専用病棟 (鉄筋コンクリート) 基準単価(220,000円)×基準面積(800㎡) (ブロック) 基準単価(191,800円)×基準面積(800㎡) 診療棟 (鉄筋コンクリート) 基準単価(245,600円)×基準面積(800㎡) (ブロック) 基準単価(214,600円)×基準面積(800㎡)	公的病院 民間病院	
周産期医療施設施設整備事業	0.33	0.33			周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。) (鉄筋コンクリート) 基準単価(220,000円)×基準面積(300㎡) (ブロック) 基準単価(191,800円)×基準面積(300㎡)	公的病院 民間病院	
地域療育支援施設施設整備事業	0.5	0.5			病棟 基準単価(鉄筋220,000円、ブロック191,800円)×130㎡(1床当たり)×病床数(10床を限度とする) 診療棟 基準単価(鉄筋245,600円、ブロック214,600円)×130㎡(1床当たり)×病床数(10床を限度とする)	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
共同利用施設施設整備事業	0.33	0.33			開放型病棟 基準単価(☆)×基準面積(★) ☆「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」別表3に準ずる ★一般病床数(50床を限度)×1床あたり基準面積(耐火構造13.88㎡、ブロック・木造12.56㎡) 特殊診療棟 基準面積(300㎡)	民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
医療施設近代化施設整備事業	0.33	0.33			精神病棟 基準単価(☆)×基準面積(★)×整備後の病床数+加算 ☆「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」別表3に準ずる ★各床の病室面積6.4㎡以上かつ病棟面積18㎡以上 25㎡ 各床の病室面積5.8㎡以上かつ病棟面積16㎡以上 22㎡ その他結核病棟改修等については医療施設近代化施設整備事業実施要綱を参照のこと。	厚生労働省「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」に適合する病院、診療所(公立医療機関を除く) 病床過剰地域は、10%以上の病床削減が必要 その他条件有り	
基幹災害拠点病院施設整備事業	0.50	0.50			耐震強化 基準単価(42,700円)×基準面積(2,300㎡)	基幹災害拠点病院 (公立病院を除く)	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
	0.33	0.33			備蓄倉庫 158,104千円、非常用自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円、研修部門 121,620千円 ヘリポート 142,584千円、給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円		
地域災害拠点病院施設整備事業	0.83	0.50	0.33		耐震強化 基準単価(42,700円)×基準面積(2,300㎡)	災害拠点病院 (公立病院を除く)	
	0.66	0.33	0.33		備蓄倉庫 44,594千円、非常用自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円、ヘリポート 76,960千円 給水設備 64,800千円、燃料タンク 29,883千円		

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
災害拠点精神科病院施設整備事業	0.50	0.50			耐震強化 基準単価(42,700円)×基準面積(2,300㎡) 耐震強化(Is値が0.4未満) 基準単価(202,800円)×基準面積(2,300㎡)	災害拠点精神科病院 (公立病院を除く)	健康推進課 精神保健班 西口 059-224-2273
	0.33	0.33			非常用自家発電装置 149,535千円、受水槽 137,802千円、 給水設備 64,800千円、燃料タンク 29,883千円		
腎移植施設施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(521,500円)×基準面積(100㎡)	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
特殊病室施設整備事業	0.33	0.33			特殊病室(骨髄移植施設等における無菌室)の整備に必要な工事 費又は工事請負費 1室当たり 66,178千円	公的病院 民間病院	
肝移植施設施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(521,500円)×基準面積(100㎡)	公的病院 民間病院	
治験施設施設整備事業	0.33	0.33			治験専門外来 鉄筋コンクリート造の場合 基準単価(245,600円)×基準面積 (100㎡) ブロック造の場合 基準単価(214,600円)×基準面積 (100㎡) 治験管理部門 鉄筋コンクリート造の場合 基準単価(202,500円)×基準面積 (75㎡) ブロック造の場合 基準単価(176,800円)×基準面積 (75㎡)	民間病院	ライフイノベーション課 メディカルバレー推進班 服部 059-224-2331
特定地域病院施設整備事業	0.33	0.33			改築 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡×基準単価(220,000円) 診療棟 改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が 認める面積×基準単価(245,600円)	大規模地震指定地域病院 (公的病院)	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
地震防災対策医療施設耐震整備事業	0.50	0.50			耐震化施設 補強が必要と認められるもの 基準単価(42,700円)×基準面積(2,300㎡)	地震防災対策特別措置法 に基づく五箇年計画に定め られた耐震化を必要と する医療機関(公立医療 機関を除く)	
	0.33	0.33			土砂災害防止施設 補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり 33,687千円	土砂災害危険か所に所在 する医療機関 (公立医療機関を除く)	

医療提供体制施設整備交付金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
医療施設等耐震整備事業	0.50	0.50			補強が必要と認められるもの 基準単価(42,700円)×基準面積(2,300㎡) 耐震構造指標のIs値が0.4未満の建物を有する二次救急医療施設等 耐震構造指標のIs値が0.3未満の建物を有する病院 基準単価(202,800円)×基準面積(2,300㎡)	病院 (公立病院を除く)	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
	0.50	0.50			補強が必要と認められるもの 基準単価(32,600円)×基準面積(2,300㎡) 耐震構造指標のIs値が0.3未満のもの 基準単価(155,000円)×基準面積(2,300㎡)	看護師等養成所 (公的団体及び国立大学法人を除く)	医療介護人材課 医師確保班 国立 059-224-2326
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	0.33	0.33			救命救急センター 919,167千円 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 95,849千円 在宅当番医制診療所 15,703千円 在宅当番医制歯科診療所 15,703千円 休日夜間急患センター 15,703千円 休日等歯科診療所 15,703千円 時間外診療実施診療所 15,703千円 基幹災害拠点病院 809,416千円 地域災害拠点病院 534,755千円 周産期母子医療センター 99,553千円 小児救急医療拠点病院 33,648千円 在宅医療実施病院 95,849千円 在宅医療実施診療所 15,703千円 在宅医療実施歯科診療所 15,703千円 精神科病院 95,849千円 精神科救急医療センター 919,167千円	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく市町の津波避難緊急対策事業計画に記載された施設 (公立病院を除く)	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
アスベスト除去等整備事業	0.33	0.33			1㎡当り45,000円×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
医療機器管理室施設整備事業	0.33	0.33			基準単価(245,600円)×基準面積(80㎡)	民間病院	
地球温暖化対策施設整備事業	0.33	0.33			1カ所あたり 96,686千円	公的病院 民間病院	

※公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。

※補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。

※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
休日夜間急患センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 4,400千円（医療機器等） 人口10万以上 3,300千円（医療機器等） 人口5万～10万未満 1品につき 33千円（下限額）	公的病院、民間病院 （市町の委託含む）	医療政策課 地域医療班 松本 059-224-3370
小児初期救急センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 11,000千円（医療機器） 1品につき 33千円（下限額）	公的病院、民間病院 （市町の委託含む）	医療政策課 地域医療班 南部 059-224-3370
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 22,000千円（医療機器） 6,285千円（心臓病専用機器） 6,285千円（脳卒中専用機器） 2,774千円（心電図受診装置） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院 （病院群輪番制病院又は共同利用型病院）	医療政策課 地域医療班 松本 059-224-3370
救命救急センター設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 256,300千円（医療機器） 62,856千円（心臓病専用機器） 62,856千円（脳卒中専用機器） 62,856千円（小児救急専用機器） 62,856千円（重症外傷専用機器） 58,737千円（ドクターカーと医療機器） 2,774千円（心電図受診装置） 1,100千円（無線装置） 1品につき 100千円（下限額）	救命救急センター （公立医療機関を除く）	
小児救急医療拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 22,000千円（医療機器） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 南部 059-224-3370
小児集中治療室設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1か所当たり 11,550千円（医療機器） 1品につき 100千円（下限額）	公立病院 公的病院 民間病院	
小児救急遠隔医療設備整備事業	3/4	1/2	1/4		基準額 （支援側医療機関）1か所当たり 25,073千円 （依頼側医療機関）1か所当たり 29,159千円（病院） 1か所当たり 23,104千円（診療所） 遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、 テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	公立病院 公的病院 民間病院	
小児医療施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 26,400千円（医療機器） NICUに必要な医療機器を整備する場合 9,900千円にNICUベッド1床当たり1,650千円を それぞれ加算（ただし、16,500千円を限度） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	
周産期医療施設設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所当たり 31,975千円（医療機器） 1か所当たり 32,039千円（ドクターカー） 1品につき 100千円（下限額。医療機器に限る。）	公的病院 民間病院	

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
共同利用施設設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1か所あたり 220,000千円（医療機器） 1品につき 1,000千円（下限額） 共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費 ※地域医療支援病院における共同利用部門設備整備事業については、補助率2/3（国1/3、県1/3）	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
基幹災害拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 32,039千円（医療機器） 31,285千円（緊急車輛） 1か所につき 100千円（下限額）	基幹災害拠点病院 （公立病院を除く）	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
地域災害拠点病院設備整備事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 19,224千円（医療機器） 31,285千円（緊急車輛） 1か所につき 100千円（下限額）	災害拠点病院 （公立病院を除く）	
NBC災害・テロ対策 設備整備事業	10/10	1/2	1/2		基準額 1か所あたり 33,762千円 （NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療体制整備に必要な医療機器等の購入）	災害拠点病院 救急救命センター	
災害拠点精神科病院設備等整備 事業	2/3	1/3	1/3		基準額 1か所あたり 8,676千円 1か所につき 100千円（下限額） （災害拠点精神科病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費）	災害拠点精神科病院	健康推進課 精神保健班 西口 059-224-2273
人工腎臓装置不足地域設備整備 事業	1/3	1/3			基準額 1か所あたり 14,080千円（多人数用人工腎臓装置） 7,150千円（単身用人工腎臓装置） 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
HLA検査センター設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所当たり 22,000千円 組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費 1品につき 100千円（下限額）	公的病院 民間病院	
院内感染対策設備整備事業	2/3	1/3	1/3		初度設備 基準額 総病床数 50床未満 1,066千円 50床以上100床未満 1,386千円 100床以上200床未満 2,243千円 200床以上300床未満 3,416千円 300床以上 4,590千円 病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費 1品につき 33千円（下限額）	公的病院 民間病院	
環境調整室設備整備事業	1/3	1/3			基準額 1か所当たり 38,762千円 環境調整室に必要な検査機器（化学物質注入装置、化学物質分析装置、 近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器）の購入費 1品につき 100千円（下限額）	公立病院	

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）設備費関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
医療機関アクセス支援車整備事業	2/3	1/3	1/3		マイクロバス 1台あたり 2,828千円 ワゴン車等 1台あたり 1,474千円	公立病院	医療介護人材課 医師確保班 村瀬 059-224-2326
地域療育支援施設設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所あたり 3,300千円×病床数 ただし、10床分を限度とする。 1品につき 100千円（下限額）	公的病院	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
内視鏡訓練施設設備整備事業	1/2	1/2			基準額 1か所あたり 220,000千円 内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	公的病院 民間病院	医療政策課 医務・県立病院・ 看護大学班 芳森 059-224-2337
アスベスト除去等整備促進事業	定額	1			基準額 1棟あたり 250千円 病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費	公的病院 民間病院	
地域療育支援施設運営事業	1/2	1/2			基準額 1か所あたり 23,985千円×事業月数/12 4床以上整備する場合、10床を限度として1床あたり7,995千円を増額。 （ただし、10床を限度）	公立病院 公的病院 民間病院	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370
日中一時支援事業	1/3	1/3			(病床確保) 基準額 1日1床あたり 29,110円 (看護師等確保) 基準額 看護師 1日あたり 6,350円 看護助手 1日あたり 5,320円	公立病院 公的病院 民間病院	

※公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連 民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。

※補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。

※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
看護師等養成所施設整備事業	0.50	0.33	0.17		鉄筋コンクリート 基準単価(129,600円) ブロック 基準単価(112,400円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(129,600円) ★新築の場合 看護師等養成所 学生定員×20㎡ (2年課程(通信制)は3㎡) 准看護師養成所 学生定員×17㎡ 増築の場合は新築の場合に準じる、改築及び改修の場合は既存面積 他	看護師等養成所 (独立行政法人、公的養成所を除く)	医療介護人材課 医師確保班 国立 059-224-2326
看護師勤務環境改善施設整備事業	0.33	0.22	0.11		鉄筋コンクリート 基準単価(159,900円) ブロック 基準単価(139,700円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(159,900円) ★1看護単位につき 50㎡ ※ナースコール加算単価(114,200円/㎡)	病院(公立、公的医療機関を除く)	
看護師宿舍施設整備事業	0.33	0.22	0.11		鉄筋コンクリート 基準単価(178,500円) ブロック 基準単価(156,000円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(178,500円) ★一室あたり 33㎡	病院(公立、公的医療機関を除く)	
看護師等養成所初度設備整備事業	0.50	0.33	0.17		基準額 1か所当たり 13,335千円(助産師養成所は21,735千円) ただし、一品の価格が50,000円(助産師養成所は10,000円)以上の標本、 模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。	新設の看護師等養成所 (独立行政法人、公立養成所を除く)	
病院内保育所施設整備事業	0.33	0.22	0.11		鉄筋コンクリート 基準単価(148,300円) ブロック 基準単価(129,900円) × 基準面積(★) 木造 基準単価(148,300円) ★収容定員(上限30名)×5㎡	病院、診療所(新設のみ、 公立を除く)	
病床機能分化推進基盤整備事業	1/2	1/3	1/6		新築・改築・改修 転換病床数1床当たり 3,624千円(予定) 回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、療養病棟又は特殊疾患病棟へ転換するために必要な工事費または工事請負費	病院	医療政策課 医療計画班 藪名香 059-224-3374
					改修 用途変更病床数1床当たり 1,871千円(予定) 病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更するために必要な工事費または工事請負費	病院、有床診療所	
					財務諸表上の特別損失に計上される金額 病床削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)の処分に係る固定資産除却損、固定資産廃棄損または固定資産売却損		
					職員1人当たり 6,000千円(上限) 病床削減に伴う早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額		

地域医療介護総合確保基金関係事業一覧

補助事業名	補助率	財源負担区分			補助金算出の基準等	補助対象	事務担当
		国	県	その他			
歯科衛生士養成所施設整備事業	0.50	0.33	0.17		基準単価(129,600円)×基準面積(施設整備後の第3学年の定員×20㎡)	歯科衛生士養成所 (独立行政法人、公立、公的養成所を除く)	健康推進課 健康対策班 奥野 059-224-2294
歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1/2	1/3	1/6		基準額 1か所当たり 11,000千円 ただし、標本、模型及び教育用機械器具の購入費を対象とする。	歯科衛生士養成所 (独立行政法人、公立養成所を除く)	
地域生活支援施設・設備整備事業	【施設】 0.5 (0.33)	0.33 (0.22)	0.17 (0.11)		(施設) 鉄筋コンクリート 基準単価(175,200円)×基準面積(★)×通所者の定員 ★独立施設型 16.3㎡ ★病院付設型 11.3㎡ *補助率の()は、地方公共団体、公的医療機関以外が設置する場合に適用	地方公共団体、公的医療機関、医療法人等が設置する精神科デイ・ケア施設	健康推進課 精神保健班 西口 059-224-2273
	【設備】 0.5	0.33	0.17		(設備) 基準額1か所当たり21,600円×通所者の定員 *地方公共団体が対象		
がん診療施設整備事業	0.33	0.22	0.11		病棟 基準単価(175,100円)×基準面積 診療棟 基準単価(195,800円)×基準面積 ★鉄筋コンクリートの場合(単価は変更の場合あり)	病院の開設者(公立を除く)	医療政策課 医療計画班 吉井 059-224-3374
がん診療設備整備事業	1/3	2/9	1/9		基準額 1か所当たり 31,500千円(医療機器) 1品につき 1,600千円(下限額)	病院の開設者(公立を除く)	
小児等在宅医療連携拠点事業	1/2	1/4	1/4		基準額 1か所当たり 3,016千円	病院	医療政策課 地域医療班 森田 059-224-3370

※独立行政法人：独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等 公立病院：県、市町、地方独立行政法人 公的病院：日赤、済生会、厚生連

民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当者にお問い合わせ下さい。

※補助率は、事業者が補助を受ける割合です。

※基準単価、基準面積は、補助の上限で、実整備単価、面積がこれらを下回る場合は、実際の単価、面積に基づいて算定を行います。

※補助率、財源負担区分及び基準額については現在の情報ですので、変更になる場合があります。

※当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。